

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、その日)

## 鳥取県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十五日

### 目 次

◆告示 生活保護法による医療機関の指定

解除予定の保安林

森林所有者の所在の不分明

保安林予定森林の変更

土地の立入りの通知

取用手続の開始

道路の位置の指定

◆人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◆企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

◆正誤 昭和四十三年四月鳥取県告示第二百五十八号中訂正

昭和四十三年十月鳥取県告示第六百八十五号中訂正

## 告 示

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年十月一日	野田外科医院	倉吉市堺町三丁目 七三番地の一	外科、胃腸科、こう 門科、呼吸器科、皮 理学、診療科	野田 文男

## 鳥取県告示第七百五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字貝津掛三九七、四〇三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定に基づき

保安林予定森林にする旨の通知を受けた次に掲げる場所に所在する森林について、森林所有者の所在が不明であり、同法第三十条の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第八十九条の規定によりその内容を青谷町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森林の所在場所				分明である最後の森林所有者			
郡	町	大字	字	地番	住	所	氏名
気高	青谷	山田	鶴居	五四八	気高郡青谷町大字山田	西川 重蔵	

一に改める。

## 鳥取県告示第七百八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣	二 事業の種類 一級河川千代川水系袋川改修工事
三 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡国府町大字谷及び麻生	四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年十月二十五日から
	昭和四十四年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第七百九号

土地収用法の一部を改正する法律施行法（昭和四十二年法律第七十五号）第四条の規定により収用又は使用の手続が保留されているとみなされた土地について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定に基づき収用の手続を開始する旨の申立てがあつたので、同法第三十一条の三及び土地収用法の一部を改正する法律第七条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「字娘都氣東平六六五、字空娘都氣六六六の一から六六六の一八まで、字猪狩原六六七、字細谷六七一の一から六七一の七まで、字淡谿東平六七二の一」を「字娘都氣東平六六五、字猪狩原六六七、字淡谿東平六七二の

## 三 事業の種類 一般国道九号改築工事

## 四 起業地

米子市加茂町一丁目、加茂町二丁目、中町、東倉吉町、朝日町、角盤  
町一丁目、角盤町二丁目及び錦町一丁目

## 五 土地の保全

起業地については、土地収用法第二十八条の三の規定の適用がある。

## 六 収用の手続を開始する土地の所在

米子市東倉吉町

## 鳥取県告示第七百十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年十月十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東品治町二ノ三	鳥取市吉方七二七の一の一部	幅員 四・〇〇メートル
芝岡梅野	七三一の一、 七三一の六	延長 五六・五〇メートル

したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東品治町二ノ三	鳥取市浜坂字下河原八一〇の一の一部	幅員 四・〇〇メートル
有限会社湖東商事	八一三の一、 八一八の一	延長 一九三・六〇メートル
代表取締役 森本保雄	八一七、 八一八の一、 字都築山一三五七の一部	延長 一九三・六〇メートル
	一三五八の一の一部	

## 人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第四十四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年八月十七日道路の位置を指定

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

## 鳥取県告示第七百十一号

別表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の幼稚園の項中「百分の十」を「百分の十二」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十月二十五日

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十三年十月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

#### 鳥取県企業管理規程第五号

鳥取県人事委員会規則第四十五号  
鳥取県人事委員会委員長 森本繁蔵

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十一月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。

一 警ら作業 次のイ又はロに掲げる作業とする。

イ 外勤警察官のうち派出所に勤務する警察官で交替制勤務に服する

者が行なう警ら作業（立番、見張及び巡回連絡の作業を含む。）  
ロ 外勤警察官のうちに掲げる者以外の者が行なう警ら作業（巡回連絡の作業を含む。）

第三条第二項第四号中「条例第三条第一項第二号」を「前条第一号イ」

に改め、同条同項第五号中「その他の作業のうち」の下に「前条第一号ロ及び」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

#### 企 業 管 理 規 程

六 工業用水送水機器操作保守業務従事職員（以下「操作業務従事職員」という。）の特殊勤務手当

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条中「第十一条の二」を「第十二条」に、「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第十六条とし、第十二条から第十三条までを二条ずつ繰り下げ、第十条の二を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（操作業務従事職員の特殊勤務手当）

第十二条 操作業務従事職員の特殊勤務手当は、企業局西部事務所に勤務する職員が当該事務所において工業用水の送水機器の操作及び保守の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員の受ける給料月額に百分の十二を乗じて得た額とする。
- 3 第一項の手当を支給するに當たつては、第七条第三項の規定を準用する。この場合において、「発電業務従事職員」とあるのは「操作業務従事職員」と読み替えるものとする。

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附則

正 誤

昭和四十三年四月鳥取県告示第二百五十八号（家畜伝染病予防法による結核病検査の実施について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

貢 段

正

下

昭和四十三年四月十五日

上

昭和四十三年四月十八日

段

昭和四十三年四月十七日

誤

昭和四十三年四月九日から

行

昭和四十四年四月八日まで

十一月十五日

十二月十五日

正

昭和四十三年十月二十五日（日野郡住民意向調査の実

施について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。